

北海道適正化第1号
令和8年4月1日

貸切バス事業者 代表者 様

札幌市中央区南8条西15丁目4番1号
一般社団法人北海道貸切バス適正化センター
会長 田村 亨
(押印省略)

令和8年度適正化事業にかかる負担金の額及び納付方法
並びに同負担金の請求について(通知)

平素より、当センターの業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法について、このたび北海道運輸局長の認可をいただいたところです。

つきましては、道路運送法第43条の15第3項の規定に従い、「令和8年度負担金の額及び納付方法」について別添のとおり通知しますので、期限内(本年5月1日)に収めていただくようお願いいたします。

皆様方の負担金で成り立つ適正化機関として、適切な業務運営に鋭意努めてまいりますので、負担金の納付について、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

- ・令和8年度負担金の額及び納付方法
- ・令和8年度負担金の額及び納付方法のお知らせ

【お問い合わせ先】

一般社団法人

北海道貸切バス適正化センター

担当:海老名・三浦

電話011-520-7005

令和8年度負担金の額及び納付方法

1. 負担金の額(負担金単価)

- (1) 1営業所あたり1か年 …… 79,980円
- (2) 1車両あたり1か年 …… 5,330円

2. 事業者ごとの負担金の額

上記1.の負担金の額に、令和8年2月1日現在(基準日)における各事業者の営業所数及び車両数をそれぞれ乗じた上で合計し、1か年分の負担金を算出します。

3. 負担金の請求及び納付方法

- (1) 上記2.で算出した1か年分の負担金について、4月1日付けで請求いたします。
- (2) 負担金の納付は、一括納付が原則ですが、2分割の納付(前期・後期)も可能です。
- (3) 分割納付の後期分は9月1日付けで請求します。

4. 負担金の納付期限

- (1) 一括納付の場合:令和8年5月1日
- (2) 分割納付の場合:(前期)令和8年5月1日、(後期)令和8年10月1日

5. 負担金の未納における督促及び延滞金

- (1) 負担金の未納については、納付確認を1回、督促を2回、それぞれ書面により実施します。督促後も正当な事由なく納付しない場合、北海道運輸局に報告を行います。
- (2) 納付期限までに負担金の納付がない場合、道路運送法第43条の15第5項及び同法施行規則第34条の10第2項に定める納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

6. 負担金の精算(還付等)

年度途中に事業の廃止等が生じた場合、負担金の取扱いは次表のとおりです。

事業の廃止、許可の取消し、休止又は再開	精算※1を行う
事業の譲渡及び譲受	欄外に記載 ※2
事業の分割、合併及び相続	精算※1を行わない
事業計画の変更 a. 営業区域の拡大に伴い、新たに当センターの管轄区域内に営業所を有することとなった場合 b. 当センターの管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所が存在しないこととなった場合	精算※1を行う
上記以外の事業計画変更(車両数の増減等)	精算※1を行わない

※1 精算とは還付又は請求をいいます。なお、廃止等となった月の翌月分から清算します。

※2 事業の譲渡人が負担金を分割納付していた場合のみ、譲受人に未納分を請求します。

令和8年度負担金の額の算出基礎

1. 負担金の額(負担金単価)算出の考え方

- (1) 負担金の単価は、「一般貸切旅客自動車運送適正化機関が徴収する負担金の取扱いについて(平成29年3月31日付け国自旅第426号)」により、適正化事業の実施に必要となる経費を積算し、この経費を適正化機関の管轄区域内に営業所を有する全事業者の毎年2月1日現在(基準日)における、次のア 営業所数、イ 車両数、ウ 営業所数及び車両数を併用した数のいずれかの数で除した上で算出 することとされている(営業所数割等という)。
- (2) また、ウ 営業所数及び車両数を併用した数により単価を算出する場合は、事業経費を合理的と認められる割合で按分し、それぞれの単価を算出することとされている(併用割という)。
- (3) 巡回指導は原則、訪問により営業所別に実施されることから、ア 営業所数割が基本となるが、当センターにあっては、負担金が事業規模にかかわらず平準化されるよう、営業所数及び車両数の併用割を採用する。
- (4) 営業所数及び車両数の併用割における按分は、巡回指導は訪問により営業所別に実施され、また、当センターは札幌市内1か所であるため、遠方に所在する営業所まで移動時間を多く要し、旅費交通費が多額となる。
- (5) 以上のことを勘案して、営業所数割を多く配分することとし、営業所数割60%、車両数割40%とする。

2. 負担金の額(負担金単価)

上記1.の考え方に基づき1営業所及び1車両当たりの負担金単価を算出しました。

区 分	令和8年度 必要負担金総額	割合	按分金額	算出 負担金単価
営業所数割 (281営業所)	37,455,000円	60%	22,473,000円	1営業所 79,980円
車両数割 (2,811両)		40%	14,982,000円	1車両 5,330円

【参考】全事業者数:204

～令和8年度負担金の額及び納付方法のお知らせ～

一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター

事業者の皆様へ

貸切バス適正化事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
令和8年度負担金の納付について、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
今後とも業務の効率化や合理化を一層推進するなど、適切な業務運営に努めてまいります。

令和8年度負担金の額及び納付方法(令和8年3月13日認可)

- ◆ 負担金の額は、
 - ・営業所数割: 79,980円/1営業所
 - ・車両数割 : 5,330円/1車両
- ◆ 1か年分の負担金を4月1日付けで請求します。
- ◆ 負担金は一括納付が原則ですが、2分割の納付(前期、後期)も可能です。
- ◆ 一括納付及び前期の納付期限は5月1日(金曜日)です。
- ◆ 分割納付を選択された場合、後期負担金は9月1日付けで請求し、納付期限は10月1日(木曜日)です。

請求は4月1日付け

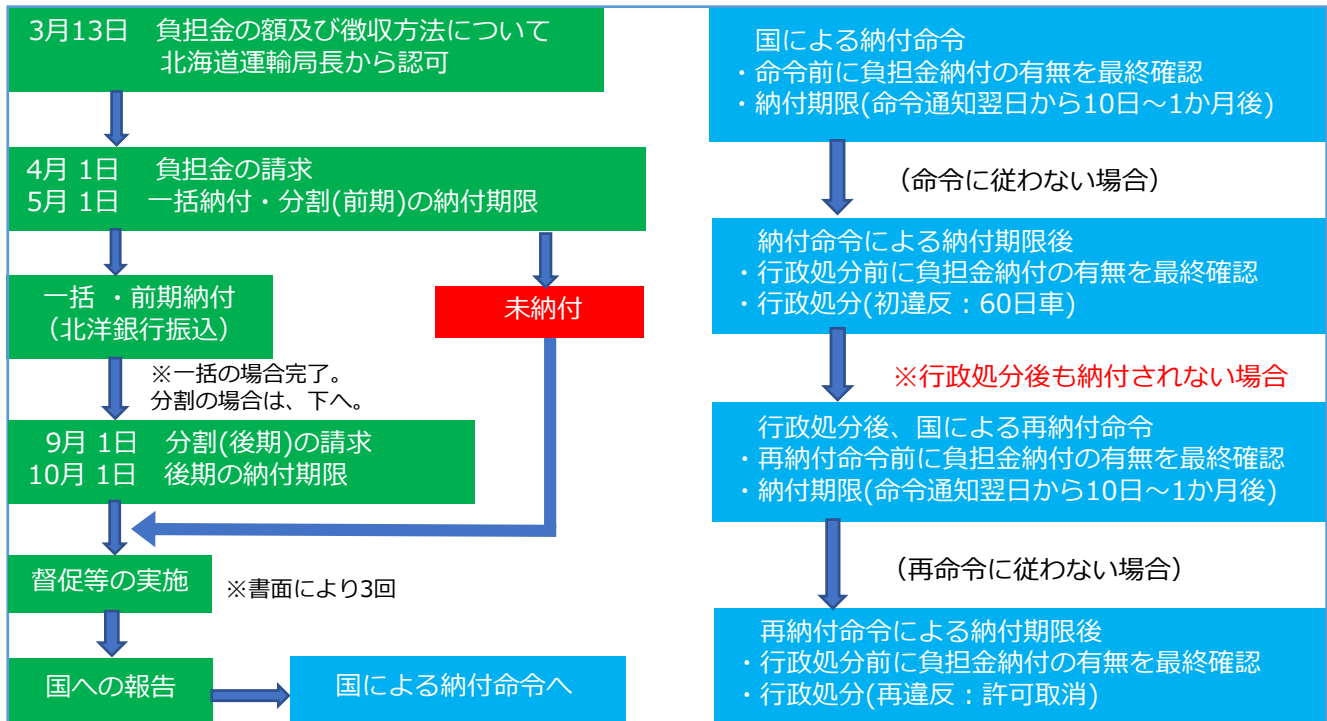
一括納付及び前期の納付期限は5月1日(金曜日)

北海道貸切バス適正化センターホームページのご案内(<http://www.hkbt.or.jp/>)

当センターホームページには、法令等の改正を反映した運行管理規程等の各種規程や関係通達も多数掲載しております。業務のご参考にしてください。



負担金納付の流れ



負担金の精算を行うケース

- 年度途中で事業の休止等を行った場合、負担金の精算（請求または還付）を行う場合があります。
- 詳しくは、北海道貸切バス適正化センターへお問い合わせください。

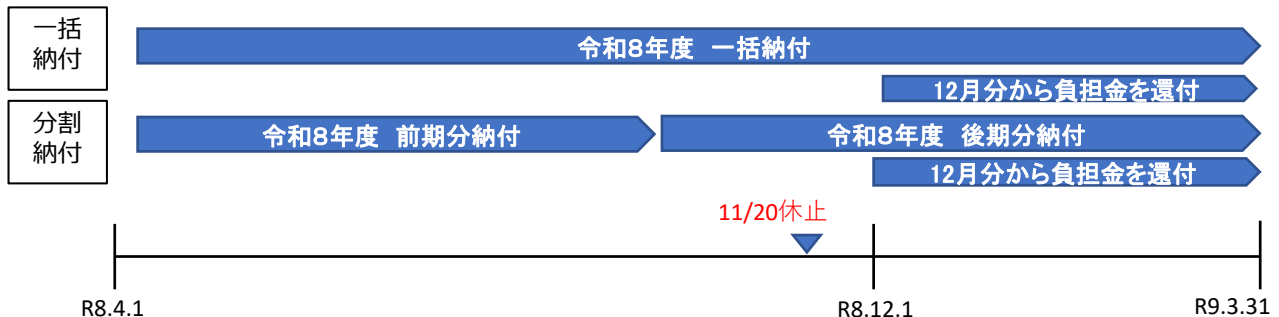
【負担金の請求を行うケース】

→ 休止した事業を再開した場合は、再開した月の翌月分から請求します。



【負担金の還付を行うケース】

→ 事業を休止または廃止した場合は、休止または廃止した月の翌月分から還付します。



【負担金の精算（請求または還付）を行わないケース】

→ 北海道貸切バス適正化センターの管轄区域内（北海道内）で、以下の変更があったとき

- ・ 営業所を新設したとき（例：営業所数1→2）
- ・ 営業所を廃止したとき（例：営業所数3→2）
- ・ 営業所における車両数を変更したとき

【問い合わせ先】 〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西15丁目4-1
北海道ハイヤー会館2階
一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター Tel.011-520-7005